

令和7年度 三川町農作業参考賃金・料金

- ・ 下記は、あくまでも参考の金額です。
実際の金額は、委託者・受託者双方で協議の上、決定してください。
- ・ 畑作業の金額は設定していません。下記を参考に協議の上、決定してください。

作業賃金	区 分		基準単位	金 額	備 考
	オペレーター		1時間当たり	1,550 円	機械操作等を要する基幹的な作業
	一 般 作 業	甲	1時間当たり	1,350 円	基幹的な作業
		乙	1時間当たり	1,160 円	補助的な作業

機械作業等請負料金	作 業 名	基準単位	金 額 (消費税込み)	備 考
	耕 起	10a当たり	7,600 円	施肥付きについては1,100円増 肥料代は別途料金
	代 か き	10a当たり	8,400 円	
	育 苗	1箱当たり	810 円	10a当たり25箱使用を基準とする 種子代及び箱剤使用の場合は別途料金
	田 植	10a当たり	9,500 円	側条施肥田植は1,400円増 肥料代は別途料金
	田 植（直 播）	10a当たり	7,100 円	湛水直播（条播） 種子代、コーティングは別途
	草 刈	1時間当たり	3,100 円	背負式、自走式は問わない
	作 溝	10a当たり	2,400 円	3m間隔（1回）
	薬 剤 等 散 布	10a1回当たり	1,300 円	動力散布とする場合 薬剤費は別途料金
	コ ン バ イ ン	10a当たり	21,800 円	もみ運搬料を含む
	機 械 乾 燥	60kg当たり	1,340 円	
	粃 摺 調 製	60kg当たり	670 円	
	畦 塗	1m当たり	32 円	

令和7年度 三川町農地参考賃借料

- ・ 下記は、あくまでも参考の金額です。
実際の金額は、圃場条件等を勘案し、委託者・受託者双方で協議の上、決定してください。

農地の区分	参考賃借料（転作を含む） 10a当たり
田 共済引受 13等級 (580Kg)	11,000円
畑	1,000円

- 土地改良区の賦課金について
- ・ 一般賦課金（維持管理費分）・・・借り手の負担
 - ・ 特別賦課金（事業費分）・・・・・・貸し手の負担

賃借料の額の算定の基礎となる水田面積は、登記簿の面積です。
（共済組合の引受面積ではありません。）

農地の権利移動等に関する注意事項

- 1 農地の売買・賃借に係る手続きは、農業委員会へご相談ください。
- 2 農地の所有権移転（売買・贈与など）については、農業委員会の許可等を得ずに契約をしても、基本的に無効となります。
- 3 農地を田・畑以外に転用する場合は、山形県知事の許可が必要になります。許可なく転用すれば、違反転用になり罰則もあります。
- 4 住宅建設等により転用を計画される場合は、事前に農業委員会にご相談ください。

問合せ先 三川町農業委員会（役場2階）0235-35-7019